

施設の機能を維持するための補修を計画的に推進するとともに、研修・研究機能の充実を図るため、施設の改築について検討に努めます。また、事務職員の研修については、自治研修センターの積極的な活用に努めます。

## 8 養護教育の充実

### (1) 適正就学の推進

心身障害児の適正就学を推進するためには、就学指導体制や就学相談事業の充実を図るとともに、養護教育に関する啓発活動や関係機関との連携を強化していく必要があります。

このため、市町村心身障害児就学指導審議会における年間活動計画の整備や委員及び就学指導担当者の資質の向上が図れるよう、県内各地で心身障害児の就学指導に関する講習会を開催するとともに、適正就学の一層の推進が図れるよう、障害の判断や就学措置の困難な事例に対し、県心身障害児就学指導委員会による指導・援助等の充実に努めます。

また、養護教育センターにおいては、県心身障害児総合療育センター等との機能連携を一層密にするとともに、情緒障害など周囲の環境への不適応に伴う症例も多くなってきていることから、国立特殊教育総合研究所の特殊教育センター等教育相談講習会への派遣などにより、相談担当職員の専門的な知識や技術の向上に努めます。併せて、相談員を増員するなど条件整備に努めます。

さらに、心身障害児の適正かつ円滑な就学を推進するために、保護者・地域社会の人々に対する教育相談や養護教育に関する啓発事業、心身障害児の適正就学に関する相談事業を実施するとともに、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、保健所や県心身障害児総合療育センター及び福祉事務所等、医療や福祉の関係機関との相互補完を図りながら、連携の緊密化に努めます。

### (2) 教育機会の拡充

盲・聾・養護学校の適正配置については、教育機会の拡充を図るため、更に検討を進めるとともに、県立精神薄弱養護学校高等部の設置を推進する必要があります。

このため、県中地域に精神薄弱養護学校を早期に開校するとともに、児童生徒数の推移等を見極めながら、障害の種類に応じた養護学校の適正配置について検討します。また、後期中等教育の充実を図るため、県中地域の精神薄弱養護学校に高等部を設置するとともに、その他の地域における設置についても生徒数の推移等を見極めながら検討します。

次に、特殊学級の適正配置の推進については、市町村教育委員会との連携を密にし、児童生徒の障害の実態に即した適正配置の指導・助言に努めます。

また、通級による指導については、対象児の適正な判断に努め、通級による指導の場を適切に設けるよう努めます。

### (3) 教育内容・方法の改善充実

児童生徒の心身の障害の種類・程度及び発達段階や適性等に応じて、社会参加・自立を目指した教育を効果的に行うことができるよう教育内容・方法の改善充実を一層推進する必要があります。